

令和7年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第7号説明資料

令和7年2月12日

大磯町下水道条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2

下水道課

# 大磯町下水道条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

大磯町下水道条例（平成3年大磯町条例第18号）は、第10条に「基準に適合しない下水を継続して排除するときは除害施設を設ける」との規定を設けており、適合しない下水の基準については、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下「県条例」という。）の規定を引用して定めています。

県条例では、水質の汚濁の防止に関する規制基準を神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号。以下「県施行規則」という。）に委任して定めており、令和6年7月19日付けで県施行規則の一部改正規則が公布されたことを受け、大磯町下水道条例の一部を改正するものです。

## 2 改正内容

### (1) 除害施設の設置基準に関する引用規定の変更

除害施設の設置が必要となる基準を引用している県施行規則が一部改正されたことから、大磯町下水道条例第10条第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めます。

### (2) 施行日

令和7年4月1日から施行します。

大磯町下水道条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第9条 省略 (除害施設の設置)</p> <p>第10条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。以下「悪質汚水」という。）を継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置を講じてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）により相模川流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>第11条～第27条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第9条 省略 (除害施設の設置)</p> <p>第10条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。以下「悪質汚水」という。）を継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置を講じてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）により相模川流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>第11条～第27条 省略</p>